

発議案第5号

集団的自衛権行使等を容認する閣議決定を撤回し、関連法律の制定を行わないことを求める意見書（案）

2014年7月、政府は憲法解釈を変更して集団的自衛権の行使を容認する閣議決定を行った。集団的自衛権の行使は、日本が攻撃を受けていなくても、他国への武力攻撃に反撃して参戦するもので、戦争をしない平和国家としての日本の在り方を根本から変えるものである。

政府は、長年にわたって「憲法第9条下において許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべきものであり、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであって、憲法上許されない」との見解（1981年5月政府答弁書）を踏襲してきた。このような憲法の基本原理に関わる重大な解釈の変更を一内閣の判断で行うことは立憲主義の根本に関わる問題であり、とうてい許されない。

よって、国におかれては、集団的自衛権の行使を容認する閣議決定を速やかに撤回し、本閣議決定に基づく関連法律の制定を断念することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成27年3月16日

香 川 県 議 会